

令和7年度水質検査計画

野沢温泉村

1 基本方針

- (1) 検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓とする。
- (2) 検査項目は水質基準項目、維持管理上必要な項目及び水源の状況を把握するのに必要な項目とする。
- (3) 水質基準項目等の省略について適用するが、省略可能な項目については3年に1回は検査を実施する。
- (4) 給水栓の検査頻度については水道法に基づき、毎日検査、月1回検査、年4回行う検査、その他の項目については水質データをもとに実施する。
- (5) 水源の検査頻度については、それぞれの状況に応じて設定する。
- (6) クリプトスポリジウム検査並びに指標菌検査については[水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針]に基づき実施する。
- (7) 水道事業に該当しない飲料水供給施設及び簡易給水施設についても水道法に基づいて一定の検査を行う。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

1 給水区域	野沢温泉村
2 給水人口	3, 428人 (令和5年度)
3 普及率	100% (令和5年度)
4 一日最大配水量	6, 674 m ³ (令和5年度)
5 一日平均配水量	2, 117 m ³ (令和5年度)

(2) 水源の名称及び種別

名称	種別
竹ノ平水源	湧水
出口水源	湧水
長坂水源	地下水
本沢水源	湧水
蟹沢水源	湧水
前坂水源	湧水
坪山水源	湧水
平林水源	湧水
虫生水源	地下水
七ヶ巻水源	湧水
東大滝水源	湧水
明石水源	湧水
朴ノ木沢水源	湧水

3 原水及び浄水の水質状況

(1) 竹ノ平水源

水質に関しては良好な状態である。

(2) 出口水源

水質に関しては良好な状態である。

(3) 長坂水源

地下水を使用している。水質に関しては良好な状態である。

(4) 本沢水源

水質に関しては良好な状態である。

(5) 蟹沢水源

水質に関しては良好な状態である。

(6) 前坂水源

水質に関しては良好な状態である。

(7) 坪山水源

水質に関しては良好な状態である。

(8) 平林水源

水質に関しては良好な状態である。

水源は指標菌検出の恐れがある為、レベル2以上で管理をする。

(9) 虫生水源

地下水を使用している。水質に関しては良好な状態である。

(10) 七ヶ巻水源

水質に関しては良好な状態である。

(11) 東大滝水源

水質に関しては良好な状態である。

(12) 明石水源

水質に関しては良好な状態である。

(13) 朴ノ木沢水源

良質な湧き水を使用している。水源周辺に汚染源となる施設は無い。

4 検査地点

(1) 給水栓

配水系統ごとに、村内11ヶ所を設定し検査を行う。

毎日検査については、配水地系統毎に末端村内11ヶ所で検査を行う。

水道名	系統	採水場所
上水道	坪山	坪山センター
虫生簡水	虫生	大栄開発 SUN市川SS
平林簡水	平林	平林センター
上水道	前坂	オリンピックスポーツパーク
上水道	出口	日影スキーセンター
上水道	長坂	中尾観光案内所
上水道	伊勢宮	麻釜共同浴場
東大滝簡水	東大滝	東大滝センター
七ヶ巻簡水	七ヶ巻	七ヶ巻センター
上ノ平簡水	上ノ平	日影GL終点駅
明石飲料水	明石	明石センター

(2) 水源

水源	住所
竹ノ平水源	豊郷北ノ入 8 3 9 5、8 3 9 7
出口水源	豊郷日影 8 3 0 5 - 1
長坂水源	豊郷字大ナデ 7 8 7 0 - イ
本沢水源	豊郷字大ナデ 7 3 7 0 - 3
蟹沢水源	豊郷字蟹沢 7 8 6 4 - ロ
前坂水源	豊郷字米山 5 1 5 6
坪山水源	坪山字森下 2 5 3 - 8
平林水源	平林字水尾 1 7 3 0 - 2
虫生水源	虫生字中島 1 1 8 5
七ヶ巻水源	七ヶ巻字十二 8 6 6
東大滝水源	東大滝字清水平 5 0 3 ロ - 1 2
明石水源	東大滝字岩下 6 1 3 - 3 9、4 0
朴ノ木沢水源	豊郷字巢鷹山 8 3 7 1

5 水質検査項目と検査頻度

(1) 給水栓

水質検査項目

表2の水質基準項目51項目について検査を行う。

また、毎日検査については、表1に示す1日1回行う検査項目について検査を行う。

検査頻度

表2の項目No1、2、38、46から51については、月1回検査を行う。

表2の項目No10及び21から31については、年4回検査を行う。

表2のその他の項目については数値の検出状況からそれぞれの項目の検査頻度を設定している。

(2) 水源

水質検査項目及び検査頻度

原水全項目を1年に1回実施する。

水道水におけるクリプトスポリジウム等対策指針により検査を行う。

水源の維持管理上必要な項目及び水源の状況を把握するのに必要な項目について検査を行う。

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行う。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
 - (2) 水源に異常があったとき
 - (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
 - (4) 浄水過程に異常があったとき
 - (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- 水質検査項目は、基本的に全項目とするが、状況に応じて項目を決定する。

7 水質検査の自己／委託の区分

水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第20条登録機関に委託する。

- (1) 委託先は精度と信頼性における検査機関であること
- (2) 飲料水検査のISO17025取得検査機関であること
- (3) 水質基準全51項目及びクリプトスポリジウムを自社分析でき、一般社団法人全国給水衛生検査協会が実施しているクリプトスポリジウムセカンドオピニオンの登録機関であること
- (4) 事故等の発生時に、遅くとも1時間以内に対応でき、検査結果を少なくとも3日に出せる検査体制が整備されていること
- (5) 豪雨、地震災害等による検査機能の損害に備え、県内に同一組織がある検査機関で保管体制を構築していること

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、野沢温泉村のホームページで公表する。給水栓の検査結果についても同ホームページで公表する。なお、水質検査計画については毎年度見直しを行い、状況に応じてそのつど改正するものとする。

9 水質検査結果の評価

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水すべてについて満たされる必要がある。従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保する。

10 関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合、検査機関、県保健所等と連携し情報交換を図りながら、現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行う。

表1

	1日1回行う検査項目	評価	検査頻度 (回/年)
1	色	異常なし	365
2	濁り	異常なし	365
3	異常な臭味	異常なし	365
4	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/以上	365